

岡山県人権教育推進委員会第22回会議のまとめ

日 時：平成16年8月30日（月）

13：30～16：00

場 所：ピュアリティまきび「白鳥の間」

「審議のまとめ」ということで、これまでの審議をまとめた資料を参考に、不足している点や意見具申の際に特に重視してほしいという御意見がありましたらお願いします。まず審議項目1の「生涯の各時期における人権教育の課題とそれに対応する人権教育のあり方」についてお願いします。

3歳の子どもが親に殺されたというニュースが、同じ日の新聞の上段と下段に書いてあったのを見ました。私たちはこれまで戦後50年ほど人権教育をやってきましたが、3歳の子どもの命が守れないような人権教育をやってきたのかとショックを受けました。このお父さんお母さんも年齢を見たら30歳前で、人権教育、同和教育を受けているはずです。人権教育というものは研究しなければいけないということで、要するに品種の改良はよくやってきましたが、その改良された種をどこへ蒔いていたのか。コンクリートの上に蒔いていたり、できの悪い畑に蒔いていたり。そのことが健全な人権感覚を持った人間を育てなかったのではないのでしょうか。これからは学問的、理論的な研究もさることながら、これをほんとに幸せにつなげるような「畑作り」が大事なのではないかと改めて感じました。学校でも、本当に身に付けたことを、自分や人々の幸せのために役立てることができるような感性や感覚をもった子どもを育てていかなければなりません。本当に命を守れるような人権教育のあり方を考え直さないといけない時になっているのではないかと感じています。

やはり人権教育の一番基盤になるのは命を大切にすることだと思います。それが最近では児童虐待などいろいろなことが起きている。こういうことが今までの教育の中でなぜ起きるのか、いろいろな観点から考えていくということが必要だと思います。

資料の「3歳までの人権の学習準備性」や「4、5歳は差別が起こる構造について社会学的に学習する準備期間」という表現について、発達という観点から理論的な根拠があるのかどうか確認する必要があると思います。3歳というのは、一般的な「3歳児神話」にもつながる恐れのある年齢なので、3歳まではお母さんが愛情いっぱいかけて育てましょうという感じになってしまっただけではいけないと思います。

厚生労働省の白書では、「3歳児神話」というのは根拠のないものであると明記されています。就学前ということでは、小学校に上がる前ということで5歳6歳ぐらいまでというふうに広くとらえてもいいのではないかと思います。資料の「家庭における父母の役割分担や養育についての家庭への支援」という項目について、ここで言

う父母の役割分担というのは、性別による役割分業というようなものが前提になっているのか、それともそのようなジェンダーの視点から改めてとらえる父母の役割分担を言っているのか、そのあたりも明確にしておかなければ、最近では伝統的な家庭像もまた言われるようになっておりますので注意をする必要があるのではないかなと思います。

男性の役割分担とか女性の役割分担とか言うといろいろ問題があるかもしれないと思うので、例えば、保護者の役割分担ということになると印象が違ってきます。

資料の中の「家庭の中で家族が信頼し助け合う」というところはいいと思います。役割分担、役割分業というよりは信頼し助け合うという、そういう言葉でまとめた方がいいと思います。

キーワードとして、これまでの審議の中で出された意見の要素をピックアップしてまとめたものは、それぞれ貴重な意見です。これらの項目を、例えば KJ 法で分類なり体系化してみると、それぞれの委員の方々の意見が協議の全体像として構造的につかめるのではないかなと思います。

分類をする時の方法として、「ジェンダー」「感性」などの内容面で分類していく場合と、「学校」「保護者」「地域」というような軸に関連するところで分類する。あるいは、「学校教育」「社会教育」というような分野別で分類する方法もあるのではないかなと思います。

人権問題は、「人権侵害が起こる構造やパターンをとらえる」という側面と、「人権侵害の代表的な課題を具体的に押さえていく」という2つの大きなポイントがあると思います。1つ目の「生涯の各時期における人権教育の課題とそれに対応する人権教育のあり方」では、各発達段階における代表的な人権侵害の起きそうなテーマは何かということを引きとらえてとらえるということと、それを解決するためにはどういう教育をしたらいいかという具体的な「課題と課題解決」の側面だと思っています。2つ目は、どの時代にも共通する、人権侵害とはいったい何かという普遍的な構造を伝えていく側面だと思っています。1, 2のどちらの側面についても、発達段階ごとに分けて考える必要性があると思います。例えば、第1の側面では、乳児期ならば母親による人権侵害が家の中でどのように起きるか、学童期ならば学校現場でどのような人権侵害が起きるかということがあります。すなわち、どの発達段階にはどんな人権侵害が起きやすく、それを解決するにはどんな方法が望ましいかといったように「発達」を軸にして組み立てるとよいと思います。第2の側面では、人権侵害の普遍的な構造を伝える場面でも、発達段階における理解力や関心の持ち方をよく吟味して、それにぴったり合った教育の方法論を組み立てねばならないと思います。

「3歳児まで」とか、「4歳5歳まで」という年齢のことについて、学習能力とか認知能力がゼロ歳から2歳ぐらいまで、あるいは3歳4歳5歳ぐらいまで、あるいは5歳から12歳ぐらいまでというふうに大きく変化する、発達心理学的な時期があ

と思います。そういうものを押さえておかないと、どこを入り口にして教育していったらいいのか、どういうことを媒介にして教えていったらいいのかということが的外れなものになると思うので、発達心理学の知見にしたがって年齢を確実に押さえるということが必要だと思います。「3歳児神話」というのは、3歳児くらいまでは母親が絶対的に子どもの発達を見守らなければいけない、母親に大きな比重がかかっているということです。ここで言う「3歳児までの学習準備性」とまたちょっと視点が違うのではないかと思います。

成人の時期の中では、高齢者への虐待防止の教育や、高齢者自身への教育ということも大切だと思います。

若い世代に対して「死」ということに直面することが今までずっと避けられていたような感じがします。死ということが何かということ、幼いなりにきちんと把握するチャンスはあるのですが、あえてそれを避けるような風潮があったような気がします。ですから、高齢者と幼児たちとの交流とか、家庭のそれぞれの年代の親族のかかわりの中でも避けずに、「死」について直面して、しっかり人間の尊厳死のところまで考えていけるように教育の中に入れていくことが大切なんではないのかと思います。特に青年期のあたりでもっと取り上げるべきではないかと感じています。

タブーになってきたことの中に、「死」と「性」があると思います。学校教育でも家庭教育の中でも「死」に向き合うということが少なかったように思います。メキシコでは、年に1回、「Death Day」という「死を考える日」があって、学校教育の中ではどくろの形をした砂糖菓子をみんなで食べたり、子どもたちが「死」を感じたり、「死者」に向き合ったりする日を設けていると聞きます。お年寄りと同居していない核家族が増えたため、「死」を実感するのは難しいのですが、ペットの死や仲良くしていた人の死、近隣で誰かが亡くなるということにきちんと向き合ったり、みんなで気持ちを語り合ったりする機会を積極的に設けたらいいなと思います。

もう1つのタブーが「性」です。自分の体について大切なことを教えておく必要があると思っています。「そういうことは教えなくてもいずれ分かってくる」という意見や、逆に「教えることで性交を早めるのではないか」という不安なども聞きますが、統計によれば、性について正しい知識を学んだ子どもの初交年齢は遅いのです。つまり自分の体や性を大切にするスタンスができていれば、決して好奇心で自分の体を傷つけたり、他者の体を傷つけたりするような安易な性行動は抑えられるのです。タブーにしてきた「性」や「死」に対して、もっと勇気を持って子どもたちと語り合い、準備しておくということが必要だと感じています。

命を大切にする教育について、例えば、イラクの子どもたちが本当に死と直面していることなどを、もっと身近なこととして伝えたり、また、犬、ねこなど、動物と接することで、命の大切さを感じさせたりすることも必要なことではないかと思いません。

学校教育活動全体を通じた人権教育の推進というものをぜひ入れていただきたい

と思います。例えば、道徳の時間や総合的な学習の時間、国語、算数、理科、社会の中で、まさに先ほどから出ている「命」や「死」あるいはいかに豊かに生活していくかという基本的な知識や知恵、あるいは可能性を育てるという観点に立てば、教科教育の中でも実は人権教育の視点を取り込む必要があるという意味で、学校教育活動全体を通じた人権教育の推進ということをぜひ加えていただきたいと思います。

人権教育を進めるための指導者養成に移りたいと思います。

人権尊重の理念を日常の生活に具体化する手立てを考える必要があります。指針の中で人権というのは「自己実現、自立、社会参加」に置き換えています。この理論なり構造なり意味をもう少し具体化をしてみることが必要なのではないかと思います。これだけ人権教育をしても子どもを殺すという事件が起きています。本当の人権教育ができていないのではないかと感じます。理念は言っても、なかなか日ごろの行動、言動にまで至っていない。そのあたりが一番の問題であるし、今後の課題であると思っています。自己実現とか自立とか社会参加のもっている意味を、もう少し具体的にすることが、理念を日常の言動に結びつける手立てではないかと思っています。また、これまで人権が尊重された社会を作るための方法論を議論してきましたが、子どもが目指している人権を尊重するというの具体的などういうことなのかということところが鮮明になっていないのではないかと思います。

抽象論だけではなく具体化することが、本物の人権教育につながっていくのではないかと思います。例えば、3歳の子どもの命をどうやったら守れるのかということを考えてみた時、人権侵害や差別は排除なんです。昔の日本には「家」という観念があって、先祖も、今生きている者も、子孫も抱きこみ、それでお隣さんも近所も、多くの者を抱き込んで生きてきました。ところが今は、ご先祖様も子孫も考えない。そうすると家庭の中のお年寄りも排除する、夫婦だけで楽しめば効率的でいいんじゃないかということになる。結局そこにはエゴの塊というものがあり、排除してきた結果ではないかと思っています。排除が結局子どもを殺すところまでいってしまうというのは必然性がある。ご先祖にも生かされ、おじいちゃんおばあちゃんにも生かされている、そして子孫が自分たちの老後を守ってくれるし、死んだ後では供養もしてくれるんだと、そういうふうな中での温かみというか、排除じゃなくて全部を抱き込む包容力のようなものが必要なのではないのでしょうか。戦後の教育の中で「家」などというのは封建的だということになり、エゴの塊を作ってきたんじゃないかと、これが私のいう「畑作り」でありまして、どんなに種を作ってもそういう温かい「畑」の中で子どもというものを育てていかないと、本当の人権尊重はできないのではないかと思います。

「家」意識は、「家父長制度」と結びついており、メンバーである子どもや女性を抑圧して成り立っていた部分もあると思います。戦前の「家父長制」というヒエラルキーの中での統一感や規範とか秩序ではなくて、家庭にいるすべてのメンバーが、男であれ女であれ年長者であれ年少者であれ、(それをもっと大きく広げれば、日本という国に住む在日の人や外国人も全部含め合わせた上での基本的な人権に戻ってくると思うんですが、お互いの違いを認め合って共存していくという考え方をもう1回

家族に当てはめれば、) 血縁や婚姻だけに縛られない、すなわち、戦前の「家」思想ではない新しい規範や秩序が今模索されていると思います。その模索の段階で、女性や子どもの生き方を「女のわがままだ」とか「子どもの自分勝手だ」というふうに制限して、またもや古い「家」思想に戻そうという動きも一方で感じています。ですから、こういう議論をする時には、ただ単に昔の縦社会に戻すのではなくて、横並びで共存していくような新しい秩序や規範を模索しながら、共生や統合を目指したいものだと思います。

子どもたちの健全な育成を考えた時には、家というものがしっかりしないといけない。その家族愛をもっと複眼的に考え、例えば子孫のためを考えるとかというようなことも非常に大事じゃないかと思えます。日本の国では戦後儒教を否定してきたということもありますが、やっぱりいい点というのは非常にたくさんあり、それを生かしていこうということはこれからも必要なことではないかと思えます。例えば韓国は儒教の精神が一番残っている国じゃないかと思えますが、それが公教育の中に生きていて、それなりの効果はあるんじゃないかと思えます。韓国の社会の中には、昔の儒教で培われたいい点が残っています。一言で言おうとすれば誤解を生む場合もありますが、昔のよかった点は取り戻せるものは取り戻していくということも必要ではないかと思えます。

もちろん伝統とか古きよきものを私も大切にしたいと感じていますし、私がなぜ自他の人権を大事にしたいと思う大人に育ったかと言えば、祖父母や両親や周りの人たちが私に温かい居場所を提供してくれたおかげだと思っています。ところが、家思想を建前的に主張する人たちは、むしろ子どもたちのありのままを認めるような土壌を提供していないのではないのでしょうか。例えば、「長男だから跡を継げ」あるいは「嫁に来たのだからこの家のしきたりに従え」というふうに、むしろ居場所とは程遠いような状況を生み出している現実もあるわけです。だから伝統的な規範や秩序の中にも、良きものを見直しながら、新しい秩序や規範を生み出していく必要を感じています。今おっしゃったことは、自分の体験の中ではとても大事なことでと思っています。自分を大切に育ててくれた人たちに感謝して手を合わせる気持ちは、強制されるのではなく、関係性の中で自然に育まれていくものではないのでしょうか。

私も少し危惧を感じる一人ではありますが、昔はよかったというのは誰が見てよかったのか、そのことを多面的に見ないといけないのではないのかなと思います。

若い人たちが、子どものためにこんなことをすると損だとか、自分がこういうことをすると時間がもったいないとかいうのを聞くことがあります。食事を子どもと一緒に食べると自分がゆっくり食べることができないから、子どもだけテレビを見させて後で自分はゆっくり食べるとか、自分の時間をもっともちたいとかそういう人たちがたくさんいるんです。自己愛というのも大事なんだけど、みんなに対しての愛情ということが分かっていないといけない。自分を大事にしすぎて、なんでこんな時苦勞をしないといけないのかと思いつつ子どもたちに接するから、いろんな問題が起こるのではないかと思うんです。自己愛だけではないということをお教える教育も必要だ

と思います。

評価の視点を作ることや点検評価ができる連絡会議の設置ということが大切だと申し上げてきましたが、学校教育においても、開かれた学校教育のことも考え合わせると、個々の学校がきちんと取組の評価をして公開することも必要だと思います。各学校がどう点検し反省して改善点として提案しようとしているのか、やはり地域の住民も知る機会として、そういった意味の開かれた学校教育ということも大事じゃないかと思います。指導者養成の事業についての評価システムに加えて、特に小中高の校種間の評価システム作りということはずいぶん強調させていただきたいと思います。

次は「学校教育と社会教育の連携を密にした人権教育の推進」についてお願いします。

社会教育と生涯学習について、一般的に言えば、主体的に学習していくものを中心に生涯学習と言って、社会教育はある程度の目的をもって社会全体へ周知をしたいとか、施策的な部分が非常に濃いのではないかという感じがしていますが、どのような定義になるのでしょうか。

学校教育以外の場で主に組織的に行われる青少年ないしは成人に対する教育を社会教育と呼んでいます。生涯学習の中に、広くは学校教育も社会教育も家庭教育も含まれるというふうに、昨年3月に出された中教審の答申ないし今年度の審議経過の3月に出されたまとめでは記されています。学習者が自主的に行うということについては、生涯学習も社会教育も同じです。

生涯教育の場として、例えば短大などが役割を持つべきではないかと思います。社会教育で社会人を呼んでもなかなか来てくれないんです。それが縁がある母校なら行きやすい。するとその人が仲間も連れてくる。ということで、生涯教育の中でやはり貢献すべきではないかと思います。社会教育で私が一番ぴんとくるのは、「伊勢講」や「お大師講」です。みんなが集まって、お経だけあげているのではなくて、稲のつけ方、肥やしのやり方から、いろいろ経験談などを話をしていました。ああいう誰が教えるとも教わるともなくみんなでしている世間話や昔話などが、生きた教育、知恵を共有しているんですね。そういうふうな楽しかったというものをこれからどういうふうに仕組んでいくかということを考えればいいと思います。若い人たちはお大師さんなんか関係ないとか、集まる時間ができないということで、若い人たちの社会教育が非常に難しくなっている。一緒に集まったら楽しいよというふうな会ができたらと思うのです。その時の主体は誰かと考えた時、仕掛け人がいないとできないと思うんですね。ですから仕掛け人の開発ということが大きな問題だと思います。

今の社会では、マスコミや営利産業に関わるものが、子どもたちに心理的にも物理的にも大きな影響を与えています。子どもたちはテレビなどから教育されているという面があります。そういうものの中に人権を侵害したり、購買意欲をそそるためになりふり構わず作られ、子どもたちがそれにさらされているというものもいっぱいあると思います。こうしたことについて、営利産業や社会に向けて、修正を求めたり、

子どもたちにいい教育をしていただけるように、あるいは、人権侵害を教えるべきではないように提案をしたりしていくという視点も必要なのではないかと思えます。

「関係機関との連携」について、何か追加とかご意見がありましたらお願いします。

人権教育行政として実施されている社会教育の具体的な事業というのは、各市町村あるいは各種関係団体のリーダーに対する指導および支援という形ですが、関係機関との連携あるいは社会教育と学校教育との連携ということ考えた場合は、行政がそれぞれ違う機関同士の橋渡しをするコーディネーターとなる場合と、そのような関係団体に対して人権教育としてこのようなプラン作りをしてほしいと言う場合とがあると思えます。

行政はどうしても縦割りになって、国の場合でも役所が違えば連携が模索されていても十分にはできていない。障害者の問題でも、やっと厚生省と労働省が一緒になって障害者の雇用と、障害者の作業所から雇用に結び付ける施策が多少生まれている現状です。それぞれ担当するところが持っているいろんな事業があると思えますが、そういうものを連携させたり、お互い情報を交換して取り組んだりすることが必要です。一般的には高齢者の福祉の問題や障害者の問題、児童の虐待の問題については、それぞれの担当の児童福祉課とか障害福祉課の方が関係の団体ともつながりも強いし、いろんな情報も持っている。おそらく県内でも何か問題がおきると、関係課が集まった連携プロジェクトのようなものが組まれたり、いろんな連携はとられているんだろうと思うんですけど、人権という幅広い問題については、民間の NPO との連携とか市町村との連携だけではなく、役所の中での連携をもう少し強めていって、そういうところで議論するともっと新しいものが生まれる工夫ができるような気がします。

平成 14 年度から教育庁内に人権教育推進マトリックス会議を設置しています。また、知事部局に人権啓発マトリックスが設置され、教育委員会、部局の各部の人権に関わる課が集まって作っている組織で、週 1 回、協議をしております。このような体制が徐々に充実しつつあります。

人権教育は文部科学省で、人権啓発ということになると法務省の管轄になっていると思えます。例えば、家庭における教育の充実といった時に、企業倫理に基づいて生活が流れていく限りにおいては、なかなか女性、性別役割分業というのは現実的なレベルで解消しにくいということ考えた場合、人権教育だけではなく、人権啓発いわば企業、事業所、事業主への指導、各事業所に対する人権啓発のためのお話、そういった面も働きかけていかないと今後は非常に難しくなるんじゃないかと思えます。男女共同参画社会基本法も成立し、各都道府県市町村では条例の制定も相次いでいる中で、事業主に対して、例えばこの条例ではどういうふうに理解と協力を求めていくかということも啓発の話の中に入れられています。行政レベルでも人権教育という面とともに、人権啓発の面でもきちんと人権意識というものを持っていただかないと、

年に1回・2回のイベントを消化するだけの事業で精一杯ということにつながっていくのではないかと思います。そういう意味で、人権啓発マトリックスと人権教育マトリックスとの連携の強化ということが大切だと思えます。

人権教育の委員会から意見具申を出すわけですが、これがどれだけ社会に浸透していくかということを見直す機会や機構が必要ではないかと思います。例えば、岡山県のハンセン病の啓発では、まず最初に全県的なアンケートの項目に関する考察をしてみました。こういう問題に関して、人権がどれだけ浸透したか。そのひとつの方策として岡山県で全県を対象にアンケートを作りました。おそらく5年後に、もう一度同じアンケートを全県的に実施してそれをまとめる。どれだけ県下でハンセン病に対する意識が上がったかという調査をすることになっています。人権の問題も非常に難しいのですが、岡山県が本当に進歩したということが分かるようなものが必要なのではないかと思います。

事業を進めるとそれに対する評価がないと発展がないということは言えると思います。ただ、調査してみればいいんじゃないかと思うことはいっぱいあるんですけども、結構費用がかかるし時間もかかるということで、全県調査というのは難しいかもしれません。県の公聴広報で、1年に1回ぐらい、2000人ぐらいを対象にした全県の意識調査をやったりしていますが、ああいうものに組み込んでいただくことも考えられます。なかなか難しい問題ですけども、確かに5年に1度やれば変化も分かるので、将来に向かって定期的に調査をやる計画をもち、それから短期間でできる範囲のことでいいから調査をやってみるといようなことも考えていく必要があるのではないかと思います。

女性差別、性差別に関する意識調査はこれまでも県レベルでやっておられて、効果も上がっています。だから必ずしも教育委員会で調査ができなくても、他でやっている調査結果を大いに活用したり運用したりすればいいのではないかと思います。

最後に、「犯罪者の更生」ということについて。犯罪者の人権とか更生は、人権教育の中では遠いテーマだったと思うんですが、指針の中にも「刑を終えて出所した人に対する偏見、差別を除去し、社会復帰に資するための啓発活動を実施」という項目が挙げられているのを発見し、とても肯定的に捉えてくださっていることをありがたいと思いました。DVや虐待という形で広範囲に起こっている人権侵害の加害者側にいる人たちも、刑法の中で犯罪者になっているわけですし、それ以外のいろんな犯罪を考えても、暴力の加害者となった人の背景を調べれば、子ども時代にすさまじい虐待を受けていたり、DV家庭で育っていることも多いのです。犯罪や暴力の被害を減らすためには、加害者が更生していくことを支援するということも人権教育の大事なテーマになってくると思っています。